

院内感染防止対策に関する 取り組みについて



1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

当院の院内感染対策は、院内において感染症の患者と易感染の患者とが混在していることを踏まえて、医療行為を行う際に起こりうる感染伝播を最小限にするための方策を定める。感染から患者、医療従事者を守るために、標準予防策及び感染経路別予防策に積極的に取り組み、病院全体が安全で、安心できる医療が提供できるように心がける。

2. 院内感染対策組織に関する事項

院内感染対策に関する院内全体の問題点を把握し、改善策を講じるなど
院内感染対策活動の中核的な役割を担うために、「院内感染症対策委員会」を設置する。
委員会は定期的に毎月1回開催する。さらに、感染対策チーム(CTC)、リンクナースを設置し、定期的な病棟及び外来のラウンドを行い、結果について検討会を行う。

3. 院内感染対策に関する職員研修に関する事項

全職員を対象とした感染対策に関する講習会を年2回以上開催する。
この講習会では、院内感染対策に関する教育と実習を行い、また、院外の感染対策を目的とした各種学会、研修会、講習会の開催を広く告知し、参加希望者を支援する。

4. 感染症の発生状況報告に関する事項

当院は、毎月ICTが院内ラウンドを行い、発生状況を把握し、必要に応じて感染対策の周知や指導を行う。
また、院内の細菌検査結果から微生物の検出状況を把握し、職員に知らせ注意喚起を行う。

5. 院内感染発生時の対応に関する事項

院内感染発生が疑われる事例が発生した場合は、院内感染症対策委員会に報告をする。
委員会は詳細の把握に努め、必要な場合には、ICT、専門家の招集を行い、対策に介入する。
また、届出の義務付けられている感染症が特定された場合、届出は基準に沿い速やかに保健所に報告し対応する。

6. 患者等に対する指針の閲覧に関する事項

指針の閲覧は、感染制御マニュアルを通じて可能である。
感染制御マニュアルは、医事課に常備され、総合受付が患者様への閲覧対応を担当する。

7. 院内感染防止対策推進のために必要な他の事項

職員に当院の院内感染対策を周知するため、別に定めた感染対策マニュアルを作成しており、
職員はマニュアルに基づいて感染対策を実施する。

平成24年4月1日
医療法人社団永生会
南多摩病院 病院長